

令和元年度 第2回 北区入札監視委員会 議事概要

| | |
|-------------|---|
| 開催日時 | 令和元年11月29日（金）午後2時～4時 |
| 開催場所 | 北区役所 第一庁舎3階 庁議室 |
| 出席委員 | 沼田 良委員長、高橋 達朗委員、大竹 雅訓委員 |
| 事務局 | 総務部長、契約管財課長、契約係長、契約管財主査 |
| 議事概要 | <p>開会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 総務部長挨拶 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和元年度上半期 契約締結状況について (2) 令和元年度上半期 審議案件について <ol style="list-style-type: none"> ①制限付一般競争入札 (2件) ②総合評価方式 (1件) ③随意契約（入札後随意契約） (1件) ④随意契約（特命随意契約） (3件) 4. その他 <p>閉会</p> |
| 審議の対象とした期間 | 平成31年4月1日～令和元年9月30日 総件数 1,569 件、制限付一般競争入札 16 件、総合評価方式入札 1 件、希望制指名競争入札 521 件、指名競争入札 181 件、随意契約（特命随意契約・入札後随意契約・見積合） 850 件 |
| 報告資料 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 入札契約方式別発注総括表 2. 入札契約方式別抽出案件一覧 3. 審議案件資料 4. 各審議案件補足資料、その他資料 |
| 審議案件 | 合計 7 件 「入札契約方式別抽出案件一覧」のとおり |
| 主な意見・質問・回答等 | 別紙のとおり |
| 備考 | |

令和元年度 第2回 北区入札監視委員会 議事概要 別紙

1. 令和元年度上半期 契約締結状況について
事務局が令和元年度上半期の契約締結状況を報告。平均落札率は91.7%であった。
2. 令和元年度上半期 審議案件7件について
事務局が資料「入札契約方式別抽出案件一覧」、「審議案件資料」を報告し、質疑を行った。
 - (1) 制限付一般競争入札（2件）
 - ① 王子第一小学校新築工事
 - ② 志茂防災船着場整備工事

| 委員の主な意見・質問等 | 区の主な回答等 |
|--|--|
| <p>①について</p> <p>本件は、平成30年10月19日と平成31年1月8日の計2回入札を実施し、いずれも全者辞退で不調打ち切りとなったため、改めて入札を実施したと事務局より説明があった。本件の資格要件は、入札参加登録業種「建築工事」業者3者で建設共同企業体（JV）を組むことを要件とし、代表構成員はじめ各構成員について、地域要件や格付け要件等を定めている。今回の入札参加者は3者（JV）にとどまっていることから、JV構成員要件に関しては、あまり厳しくならないよう見直すことも必要と思われる。</p> <p>・地盤改良を要する現場であることや、周辺道路が狭隘であること、工事単価が上昇局面であったなどといった複合的な要因が重なったため、2回目と今回の入札の予定価格が増額されていると事務局より説明があった。今回は不正や不適切であったということではないが、業者が2度入札を辞退し3回目で落札した今回のケースは、区民目線で見ると適正さに疑念を抱かれる危険性がある。</p> <p>②について</p> <p>最低制限価格の関係で失格となった事業者がいる。落札業者との入札価格差は150万円である。前回第1回入札監視委員会で事務局から是正</p> | <p>・過去2回の入札における代表構成員の資格要件は「区内本店業者で建築工事A格付」としていたが、「地域要件を設けず経審1400点以上のもの」を加え、代表構成員となる有資格者を増やし、より多くのJVの組み合わせをできるようにした。</p> <p>・今後、北区は学校の改築や新築といった大規模案件も控えており、委員の皆様のご意見を踏まえ、改善策について検討していきたい。</p> <p>・本年4月1日に制限付一般競争入札案件に低入札価格調査制度を導入したが、本件は制度導入前に公告した案件のため、最低制限価格制度を</p> |

| | |
|--|--|
| <p>措置を行うと説明があったが、新たな制度では、この失格した業者は救われる可能性はあるか。</p> | <p>適用している。 なお、低入札価格制度導入後であれば、今回の失格者は調査対象となり、調査結果等により落札の可能性も考えられる。</p> |
|--|--|

(2) 総合評価方式 (1件)

③「道路維持工事・汚水柵等調整工事(北1033号)」

| 委員の主な意見・質問等 | 区の主な回答等 |
|--|--|
| <p>③について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1者落札他全者辞退結果として1者入札となっている。辞退理由について配置予定技術者や現場体制が整わないといった内容が多いが、技術者の現場配置状況など、事業者側はある程度先の見通しは可能だったのではないか。 ・辞退理由に「配置予定技術者」が配置できないといった内容のことを記載した事業者が多いのは、総合評価方式特有の辞退理由ではないかと思われる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加業者については、東京都や他自治体など北区発注工事以外の工事案件の入札にも参加している可能性があり、その中で他自治体の案件を落札したため、北区案件で当初予定していた技術者を他の案件に配置せざるを得なくなった、また企業として優先して受注したい案件が別に発生したなど、各種様々な事情によることが考えられる。 ・総合評価方式では、入札参加申込段階で、技術者の資格や実績を含め資格審査を行い、落札後は、申込時と同じ技術者の配置が条件となることから、予定していた技術者を他の工事に回す場合は、事業者は辞退を選択せざるを得ないこととなる。 |

(3) 随意契約(入札後随意契約)(1件)

④「保育園調理・用務業務委託(上十条保育園・豊島北保育園・堀船南保育園・堀船南保育園分園)」

| 委員の主な意見・質問等 | 区の主な回答等 |
|--|---|
| <p>④について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この案件は、平成28年度入札決定した業者が29、30年度まで随意契約で受注したと事務局から説明があった。本件の受注者も前回の受注者と同じ業者か。 委託した3年間、特に問題がなければ、次回も随意契約が可能と今までの入札監視委員会で説明があったと記憶している。本件は入札後随意契約で決定されているが、その事情について教えてほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今回の受注者は前回受注者と同一である。 なお、入札で落札した業者の履行状況が良好な場合、委託事務審査委員会の審査を経て認められれば、その後2ヶ年度随意契約を認めている。ただし合計3年間までとなっているため、本件については入札にかけることとなった。 |

| | |
|---|--|
| <p>・本件は1回目、2回目の入札でも全者予算超過のため、3回目の入札で1者以外全者辞退となった。辞退理由も前回最低入札金額を下回る応札ができないといった納得できるものであり、入札が正常に機能しているとの感想を持った。</p> | |
|---|--|

(4) 随意契約（特命随意契約）（3件）

- ⑤「北区プレミアム付商品券事業業務委託」
- ⑥「北区立飛鳥中学校リノベーションモデル事業基本構想・基本計画及び基本設計・実施設計業務委託」
- ⑦「東京都北区放課後子ども総合プラン事業の業務委託（西浮間放課後子ども総合プラン）」

| 委員の主な意見・質問等 | 区の主な回答等 |
|--|---|
| <p>⑦について</p> <p>・先に事務局より、入札で落札した業者の履行状況が良好な場合、委託事務審査委員会の審査を経て認められればその後2ヶ年度（ただし合計3年間まで）随意契約を認めているとの説明があったが、本件は特例で5ヶ年度随意契約を認めるとの説明であった。他にも本件と同様の特例の案件はあるのか。</p> <p>⑤、⑥について</p> <p>・契約金額と予定価格が同額、落札率は100%とある。⑤案件の特命随意契約予定金額妥当性確認書と補足資料には、事業者の見積について、重複業務や不要な作業の有無を精査している旨記載されているが、この資料から努力が結果に結びついていないと感じる。</p> | <p>・外に同様の案件はない。</p> <p>本件は、放課後の子どもたちの居場所、活動拠点で実際に子供たちと一緒に活動する民間委託で、子どもたちとの信頼関係や、安全安心が第一条件となり、子どもたちの成長環境への配慮から、事業特性が継続的、連続的であるという性質に鑑み、あくまでも良好な履行状況を前提として、本事業は特例としてこのような取り扱いとしているところである。</p> <p>保育園や特別養護老人ホームの指定管理において、履行状況が良好であった事業者継続して指定管理者の候補者とする考え方と同じような理由である。</p> <p>・事業主管課から契約管財課に契約締結請求を上げる時点で、事業主管課において既に事業者と交渉、精査された予定価格が設定されていると推測される。</p> <p>仮に入札の場合、予定価格を積算、設定のうえ価格競争となるが、随意契約は特定業者との契約で競争がないので、事業者の見積と予定価格が同額になると考える。</p> |

審議結果

- ・全体として、概ね適正に入札執行されていると認められる。
- ・審議案件のうち、2度に亘って全者辞退不調打ち切り、予定価格の増額を行った制限付一般競争入札案件について、この運用は入札制度の公正さに疑いをもたれる危険性があるので、区は何らかの改善を行う努力をしていただきたい。
- ・落札者以外全者辞退、結果として1者入札となっている案件の問題について、区は事業者の辞退の自由は認めつつも、定型的、形式的でない、より具体的な辞退理由の明記を事業者に促すなどより実効性を上げることとともに、何かもう一步の対策を検討していただきたい。
- ・予定金額と契約金額が同額になっている特命随意契約案件について、特命随意契約予定金額妥当性確認書の補足資料に、事業者の当初見積金額と最終見積金額が比較できる資料を取り揃えていただきたい。
- ・今回含め12回の入札監視委員会を通じ、委員会が提案した改善策の実現に努力する区や、契約制度改善に向け区の働き掛けに応えようとようとしている多くの事業者に敬意を表したい。今後もさらに契約制度を透明で民主的なものにしていくため、当委員会として区とともに一步前に進めるようにしていきたい。